

守谷市教育委員会定例会会議録 令和5年2月

1 日 時 令和5年2月24日（金） 午後1時30分～午後2時43分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香  
教育長職務代理者 河原 健  
教育委員 寺田 弘  
教育委員 萩谷 直美  
教育委員 椎名 知良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部参事	奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	大場 邦宏
学校給食センター長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恭子

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

- 議案第4号 事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について
- 議案第5号 学校医の委嘱について
- 議案第6号 学校歯科医の委嘱について
- 議案第7号 学校薬剤師の委嘱について
- 議案第8号 守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱の制定について
- 議案第9号 守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- 議案第10号 守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の制定について
- 議案第11号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第12号 守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第13号 守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について

- 議案第 14 号 守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について  
 議案第 15 号 議案の議決を経るべき議案についての意見の申出について  
 (令和 4 年度守谷市一般会計補正予算 (第 8 号) 及び令和 5 年度  
 守谷市一般会計予算 (教育委員会所管分))

1	開会宣言	教育長	午後 1 時 3 0 分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に萩谷委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第 4 号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」説明を求める。
		教育部次長	本案は、教育委員会事務局職員の人事について、他部局の任命権者との関わりがあり、その決定が発令日の直前となることから、教育委員会に付議する時間がないため、教育長に専決させることについて承認を求めるものです。
		寺田委員	特に異論はないが、この人事には一般社団法人守谷市スポーツ協会へ派遣する職員も関わってくるのか。
		教育部次長	スポーツ協会の事務局職員については、教育委員会から派遣されるため、生涯学習課付の職員となります。
		寺田委員	昨年途中で一部職員の配置変更があったが、その際、教育長に専決させる件について、議案の上程はなかったと思う。 年度途中で欠員等により突発的に任命しなければならぬといった場合に備え、4 月 1 日発令以外の人事に関して、あらかじめ専決案件として委員会に諮り承認を受けた方が良いと思う。
		教育部次長	その点については、人事担当の総務課と相談しながら進めたいと思います。
		河原委員	基本的に事務局職員の人事に関しては、教育長専

	<p>決で、教育委員会に後ほど報告という形で進めて問題はないと思う。今回は、年度初めの人事に係る議案だが、年度途中で行われる人事は、急きよの対処が必要となる案件であるため、これも含めて専決ができるような、議案内容に今後はできれば良いと思う。</p>
寺田委員	<p>例えば「年度途中で臨時的に発生する」等の文言を加えることも、1つの方法だと思う。</p>
教育長	<p>事務局で善処をお願いする。</p>
教育部次長	<p>承知しました。</p>
教育長	<p>議案第4号「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第5号「学校医の委嘱について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、学校保健安全法第23条第1項及び第3項の規定に基づき、市内小中学校に配置する学校医について、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、新たに委嘱するものです。</p> <p>今回委嘱する学校医の方々は、取手医師会から推薦を頂いた18名で、学校規模や児童数に応じて、1から3名を各学校に配置する予定です。</p> <p>また、今回委嘱した学校医のうち16名が再任で、守谷小学校の1名の方が新規、松ヶ丘小学校の1名の方が高野小学校学校医との兼任で、新たな配置となっています。</p> <p>任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。</p>
意見・質疑等	<p>なし</p>
教育長	<p>議案第5号「学校医の委嘱について」採決する。</p>

採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第6号「学校歯科医の委嘱について」説明を 求める。
学校教育課長	<p>本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、市内小中学校に配置する学校歯科医について、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、新たに委嘱するものです。</p> <p>今回委嘱する学校歯科医の方々は、守谷市歯科医師会からの推薦を頂いた18名で、学校医と同じように、学校規模に応じて1から3名を各学校に配置する予定です。</p> <p>また、今回委嘱した学校歯科医のうち16名が再任で、黒内小学校の1名の方、また、御所ヶ丘中学校の1名の方が新規となっています。</p> <p>任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となっています。</p>
意見・質疑等	なし
教育長	議案第6号「学校歯科医の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第7号「学校薬剤師の委嘱について」説明を 求める。
学校教育課長	<p>本案は、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、市内小中学校に配置する薬剤師について、令和5年3月31日をもって任期満了となるため、新たに委嘱するものです。</p> <p>今回委嘱する学校薬剤師の方々は、守谷市薬剤師会から推薦の13名で、1名の方のみ新規で、大井沢小学校の学校薬剤師となります。</p> <p>任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間となっています。</p>
意見・質疑等	なし

教育長	議案第7号「学校薬剤師の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第8号「守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱の制定について」説明を求める。
学校教育課長	<p>本案は、個人情報保護法の改正により、市の個人情報保護条例及び同規則の名称等が変更になるため、これらを引用している教育委員会所管の「守谷市教育委員会の管理する個人情報の保護に関する要綱」を廃止し、同内容の要綱を制定するものです。</p> <p>今回の個人情報保護法の改正内容は、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合し、改正個人情報保護法として、個人情報に関する全国共通のルールを規定するというものになっています。</p> <p>これまで地方自治体の個人情報保護制度の根拠は、各自治体が制定する個人情報保護条例に基づいていたことから、情報の扱いが自治体ごとにまちまちとなる例がありました。しかし、今回の改正により、各自治体の個人情報保護制度の根拠が全て、改正された個人情報保護法の適用を受けるものとなります。</p> <p>市の個人情報保護制度も、改正法の適用を受けることになるため、これまでの個人情報保護条例と施行規則を廃止し、法施行条例という形で新たに整備していきます。ただし、内容は大きく変わりません。</p> <p>また、今回廃止する条例と規則を引用している他部署の要綱についても、今回一斉に全て廃止し、新規制定することになっています。</p>
意見・質疑等	なし
教育長	議案第8号「守谷市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決

教育長	議案第9号「守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
学校教育課長	<p>本案は、学校の教育課程準備期間について、年度ごとの曜日変動による影響を受けずに、毎年度確実に5日間を確保するため、守谷市学校管理規則の一部を改正するものです。</p> <p>これまでは、新年度となってから教育課程準備期間として5日間を設定する想定で、学年初めの休業日を4月5日までとじていました。</p> <p>ただ、土日がその5日間に重なりますと、準備期間が最短で3日間しか取れないケースが発生するため、どのような曜日変動があっても5日間の準備期間が取れるように、今回、4月7日に変更するものです。</p>
椎名委員	<p>準備期間が最低5日取れば、学校を運営する管理職は助かると思う。</p> <p>子どもたちの状態を見ながら学級編制を行うことが大切だと思うので、そのために5日は必要だと思う。</p> <p>準備に時間をしっかり掛けられた方が、学校運営はうまくいくと思うので、大賛成である。</p>
寺田委員	県内でこのような規則の改正等を行っている市町村がどれほどあるか教えてほしい。
教育指導課長	取手市は昨年度から変更されており、つくばみらい市でも次年度から変更になります。県南管内では、14市町村のうち、約半数が既に変更されています。なお、土浦市と龍ヶ崎市においては、変更がないと聞いていますが、それでも入学式の期日は変更しているようです。
教育長	議案第9号「守谷市立学校管理規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第10号「守谷市立小中学校介護補助員配置要

学校教育課長	<p>綱の制定について」説明を求める。</p> <p>市ではこれまで、学校生活を送る上で特別な支援が必要となる、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、介護補助員を配置し、生活介助を行ってきましたが、これを配置するための要綱が整備されていませんでした。このため、今回、介護補助員を配置することについて必要な事項を定める要綱を制定して、現在の介護補助員制度を明文化するとともに、配置基準などを今後明確化していくことを目的としています。</p> <p>第1条は趣旨、第2条は所掌業務となります。所掌業務の内容としては、対象児童生徒が学校生活を円滑に送るために必要な日常生活の介助、移動の介助、安全確保のための介助、学習活動及び行事参加のための介助となります。</p> <p>第3条、第4条では、介護補助員の任用方法や身分、報酬などを定めています。介護補助員は、「守谷市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」により、市の会計年度任用職員として定められています。現在の時給は1,160円で、保育士補助員や子育て支援センター指導員などと同じ号級になります。</p> <p>次に、第5条、第6条では、配置までの流れを定めています。対象児童生徒が在籍している又は就学予定である学校の校長先生が、様式第1号により介護補助員の配置を要請し、その要請内容については、教育支援委員会と教育委員会が調査するほか、学校の状況や子どもの状態などから総合的に判断し、配置の可否を決定する流れとなります。</p> <p>また、配置の際には保護者の同意を得ることとしています。</p> <p>配置期間につきましては、介護補助員の身分が会計年度任用職員ということから、また、成長に従い介助の必要性が下がってくることも想定されるため、原則は1年度とし、毎年度学校長から申請を頂いて、配置是非を検討することとなっています。</p> <p>また、介護補助員の任用については、学校長からの要請を受け、必要に応じて教育委員会で行いますが、勤務する日時などについては、現場の状況に応</p>
--------	---

	<p>じて学校長が定めることとしています。</p> <p>様式第1号は、配置要請を行う際に提出してもらおう申出書となります。年度途中の要請については、学年、組を記入、これから入学してくるお子さんや進級時につきましては、学年のみを記載いただき、配置の希望理由を記載いただくとともに、配置が必要となる時間や状況が判断できる資料の添付を想定しています。配置が必要となる時間や状況については、客観的に判断することができるよう、設置基準表の内容を今後検討する予定です。</p>
河原委員	<p>基本的に特別支援学級の児童生徒に対する支援的な配置と思うが、通常学級に在籍しているが支援を必要とする子どもにも、学校の要望に応じて配置できると、学校のためになるかと思う。</p>
学校教育課長	<p>現在の介護補助員制度は、支援を受けることに対する保護者の同意を要件としており、通常学級に在籍する児童生徒の場合、その同意を得ることが難しい状況です。しかし、今後、そういった必要性が高まることも想定されますので、検討したいと思いません。</p>
寺田委員	<p>この要綱を制定した後、何か不都合が生じた場合には、適宜改正を行い対処してほしい。</p> <p>また、第3条において「積極的に取り組む意欲のある者の中から、守谷市教育委員会が任用する。」とあるが、地方公務員法の第22条の2の規定に基づく採用であることから、競争試験と選考が必要になるため、第3条を「選考し」任用するといった表現にした方が良いのではないか。</p>
学校教育課長	<p>任用に際しては、面接等による選考を行っており、これは会計年度任用職員全般で行われています。</p> <p>この流れについては、総務課が別に定める会計年度任用職員の手引きにおいて記載されていることから、そちらで網羅できると考えていますが、ほかの会計年度任用職員の任用についての要綱等を参考に、検討していきます。</p> <p>また、雇用形態については、これまでも会計年度</p>

	<p>任用職員として任用していることから、これまで通り会計年度任用職員として任用することを考えています。</p>
寺田委員	<p>議案第4号の「事務局職員の人事に関し教育長に専決させる件」には、関わってくるのか。</p>
学校教育課長	<p>教育委員会事務委任規則において、教育長に委任できない事務として、「教育長及び教育委員会の事務局並びにその所管に属する教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」とありますが、但し書きにおいて、「臨時又は非常勤の職員に係るものを除く」としているため、教育長の委任事務だと考えています。しかし、会計年度任用職員の扱いについては、再度確認の上説明します。</p>
寺田委員	<p>介護補助員が労働契約法に基づく臨時職員ということであれば、地方公務員法に抵触することはないと思うが、地方公務員法に基づく任用ということであれば法に抵触する恐れがあると思うので整理して欲しい。</p>
学校教育課長	<p>承知しました。</p>
教育長	<p>担当の総務課に確認しながら、寺田委員の意見も含め、明確な統一見解を出してもらおうということによいか。</p>
学校教育課長	<p>承知しました。</p>
寺田委員	<p>基本的に全ての人事や採用については、教育長と事務局に一任しているので、手続きに不備がないようお願いしたい。</p>
椎名委員	<p>茨城県教育委員会の非常勤講師の正式名称は、「茨城県教育委員会事務局職員」となるため、恐らく事務局職員の名目がついてくると思うので、よく調査しながら進めてほしい。</p>
椎名委員	<p>第2条の所掌業務には、校外学習や修学旅行など</p>

	<p>の引率は含まれるのか。</p>
学校教育課長	<p>校外学習については、場合にもよりますが、引率は行っています。</p> <p>ただ、宿泊を伴う修学旅行などの行事における引率は、今のところ行っていません。</p>
椎名委員	<p>これまでも、宿泊が伴う修学旅行などの引率は、教員を増やすことで対応してきているので、やむを得ないと思う。</p>
教育長	<p>議案第10号「守谷市立小中学校介護補助員配置要綱の制定について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第11号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、令和4年11月定例会において御協議いただき、方向性について了承いただいた就学援助費の費目へのクラブ活動費の追加、及び準要保護認定基準の変更を実施するため、その内容について守谷市立小中学校就学援助費交付要綱に反映させるよう、要綱の一部を改正するものです。</p> <p>要綱変更の内容としましては、援助費の費目を規定する第3条第1項に、第8号として部活動費を追記いたします。</p> <p>また、就学援助の受給資格が認定されたことをご知らせする様式第3号「守谷市就学援助費認定通知書」にも、部活動費という費目欄を追加で設けることとします。</p> <p>なお、部活動費として支出する内容としては、生徒が加入する部活動に必要で保護者が一律に負担する経費、これは学校が部活動の実施のために必要と判断して取りまとめて徴収する費用、例えば部費やユニフォーム購入費などを想定しています。</p> <p>次に、準要保護認定基準の変更については、11月の定例会において、現在、準要保護認定の基準となる世帯の所得額は生活保護基準額に1.2を掛け</p>

て求めた金額としていますが、これが全国平均や近隣平均と比べて低いことから、1.3に引き上げたいという説明をさせていただきました。その際に、実際の金額としての比較はどうかと御意見をいただきました。

実際には対象世帯の年齢構成や子どもの人数、住居が借家か持ち家かなどの条件で金額が変わることから、モデルケースを一つ想定し、近隣自治体に基準額を算出していただき、比較するという形で検討しました。その結果が、添付した参考資料の内容となっています。

まず、モデルケースとして40代の両親、中学生、小学生のお子さんが1人ずついる世帯で、借家というケースを設定しました。こちらのケースでは、現在の守谷市の世帯所得限度額は、307万5,000円になります。係数を1.3に上げた場合には、333万2,000円となり、基準額としては約26万円引き上げられることとなります。

表2では、この金額について近隣自治体と比較した結果を示しています。同じ生活水準とされる3級地1のつくば市や龍ヶ崎市と比べると、つくば市は係数が1.5ではありますが、金額は守谷市の改正後の金額よりも若干低い金額となり、一方で龍ヶ崎市は改正後の守谷市と同じ係数ではありますが、守谷市より高い373万2,201円となっています。同じ級地・係数であるにも関わらず、基準額に差が生じたことから、さらに算出方法等について調査を進めた結果、自治体によっては住宅扶助の金額を国の最低基準額で設定していたり、逆に、教育扶助額に市独自の上乗せを行っていたりするなど、市の政策的な意向が反映されているということが分かりました。

また、常総市では、こちらが依頼したモデルケースではないケースでの検討となったため、逆に常総市のケースを守谷市に当てはめて計算しています。その結果、現在の1.2の係数だと57万円の差、1.3に引き上げても31万円の差が生じることが分かり、こちらも、若い世代の転入促進政策の一環ではないかと担当部署として想定しています。

ちなみに、守谷市では、そのような意図を計算式

	<p>に反映させておらず、単純に生活保護制度で運用されている生活保護の基準額に対して係数を掛けて算出している状況です。</p> <p>いずれにしても、調査の結果、係数と金額には政策的な意図が働くため、係数のみでは一概に判断ができないということが、御意見のおかげで改めて分かりました。</p> <p>担当課としましては、最終的には、政策的な意図が大きいと思われるつくばみらい市や龍ヶ崎市とは切り離して考え、全国的に係数は1.3が一番多く採用されていること、係数を1.3に引き上げることで、所得限度額がつくば市や取手市と比べ若干高くはなりますが、同レベルになるというところから、係数を1.3にすることで要綱にまとめることとしました。</p>
河原委員	<p>部活動費の新設と支給要件の緩和とともに、経済的に困った家庭への援助制度を手厚くする方向への変更であることから、大変良いことであり、予算の許す限り、就学援助の充実は図るべきだと思う。</p>
	<p>11月の定例会でも発言したが、経済的に恵まれない児童生徒への援助制度の充実は大切だが、部活動に必要な用具をできるだけ学校備え付けにするなど、教材や教具など含めて、必要な物品は公費で購入し、全ての保護者の負担を減らすことも大事だと思うので、そういったことにも取り組んでもらいたい。</p>
寺田委員	<p>引き続き、国や近隣市町村の動向、市の政策や市長の考え等を的確に把握し、必要な時期に見直しをして対処するよう要望する。</p>
教育長	<p>議案第11号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第12号「守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について」説明を求める。</p>

<p>生涯学習課長</p>	<p>本案は、令和5年4月から予定している公共施設予約システム導入に向け、システムから発行する市内施設の使用許可書等の様式の統一を図るとともに、システムの活用を推進するため、規則の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正点は、これまで規定していなかった使用取消しの申出期間を使用予定日の15日前までに設定すること、システム導入に当たり支障となる条項の改正となり、先にシステムを稼働している、もりや学びの里、市民交流館、国際交流研修センター等の施設の規定と整合を図るものです。</p>
<p>河原委員</p>	<p>守谷市は、野球場や公園は比較的あるが、体育施設はそれほど多い市ではないため、学校体育施設の貸出しについて、新規受付が難しいとか、借りられない団体が多いとか、そのような状況はあるか。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>学校体育施設は夜間と土日に開放しており、空いている日はないくらい稼働しています。新規団体の参入の際、既存の定期団体と使用日時が重なってしまう場合には、半面ずつの使用や、使用時間を2時間に区切ったりしながら調整しています。どうしても重なってしまう場合には、くじ引きをしたり、隔週にしたりして調整しています。</p> <p>既存の団体には既得権はないことを説明しながら対応している状況です。</p>
<p>河原委員</p>	<p>自分の経験では、バスケットボールやフットサルの活動のため、若い人たちからの要望が多く、その結果、体育施設を借りることが難しくなって、不満やクレームをもらったことがある。</p> <p>そういったときには、体育館のような立派な体育施設の新設ではなく、TXのガード下のスペースを活用した若者向け体育施設の整備を検討しても良いと思う。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>屋外に設置されたバスケットボールゴールは、昔と比べ減少しており、小学生から学校の屋外に設置してほしいとの要望があります。</p> <p>設置されればバスケットの仲間が増えるといった</p>

	<p>話を、先日教育長とともに聞いたところです。</p> <p>また、フットサルに関しては、一時期要望がありましたが、体育館の壁や掲示物を破損してしまう恐れがあるため、お断りしていました。その後、民間の屋外フットサルコートができたこともあり、現在はその要望も減少しています。</p>
教育長	議案第12号「守谷市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第13号「守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
生涯学習課長	<p>本案は、令和5年4月から予定している公共施設予約システム導入に向け、システムから発行する市内施設の使用許可書等の様式の統一を図るとともに、システムの活用を推進するため、規則の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正点は、システム導入に当たり支障となる条項の改正となり、学校体育施設同様、先にシステムが稼働している他の施設の規定と整合を図るものです。</p> <p>公民館の管理に関する条例、規則については、これまでも運用状況や施設の使用を希望する方からの要望等により改正を重ねてきましたが、今後もシステムの稼働状況を見ながら、公平で使用しやすいシステムの運用を図っていきたいと考えています。</p>
意見・質疑等	なし
教育長	議案第13号「守谷市立公民館管理規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第14号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について」説明を求める。

学校給食センター長	<p>本案は、小中学校及び給食センターの職員の給食費について、令和4年10月から令和5年3月まで4,536円から4,804円に改定しましたが、学校給食センター運営委員会の答申を受け、令和5年4月以降についても引き続き改定後の金額とするものです。</p>
寺田委員	<p>前の金額に戻す場合は、要綱改正等は発生するか。</p>
学校給食センター長	<p>その場合には、教育委員会に諮ることになります。</p>
河原委員	<p>物価の高騰が続いているが、次年度も保護者負担分は増やさないで済みそうか。</p>
学校給食センター長	<p>来年度についても、保護者負担は増やさずに給食を提供できるよう予算の要求をしています。</p>
教育長	<p>議案第14号「守谷市学校給食費取扱要綱の一部を改正する告示の改正について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第15号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>議案第15号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）」について説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p>

	<p>(教育部次長及び各課長による説明)</p> <p>採決結果 議案第15号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度守谷市一般会計予算（教育委員会所管分）」について採決する。</p>
	<p>採決結果 全員賛成可決</p>
<p>4 閉会宣言</p>	<p>教育長 次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時 令和5年3月24日（金曜日） 午後1時30分～</li> <li>・場所 全員協議会室 午後2時43分 閉会を宣言</li> </ul>

--	--